

公益社団法人全国有料老人ホーム協会 会費等規則

本規則は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会（以下「本協会」という。）の定款第9条の規定に基づき、本協会に対する会員の費用負担について具体的な内容を定めることを目的とする。

なお、本規則により生じる会員の費用負担義務について、会員が協同設置者（複数の事業者が協同して有料老人ホーム事業を運営するものとして地方自治体に設置届を提出し、受理されたものをいう。以下同様。）の場合は、協同設置者を構成するすべての事業者で会員1名分の費用を連帯して負担するものとする。なお、納入の手続は、当該協同設置者を構成する事業者において定めた代表事業者が本規則の定めに従って行うこととする。

また、本協会が会員である協同設置者に会費を返還する場合には、代表事業者に対して支払うものとする。

I. 会員が負担する費用

1. 入居者生活保証制度加入審査料

- ① 正会員または開設前会員は、入居者生活保証制度加入審査等規程に定めるところにより、審査料を支払うものとする。
- ② 納入期限は、理事会における承認日の属する月の翌月の応当日までとする。

2. 年会費額

定款第9条に定める会員の年会費額は以下の通りとする。ただし、請求時点において100円未満の金額は切り捨てて計算する。

(1) 正会員会費

① 基本会費（会員単位）

室数合計が、	1～30の場合	116,000円／年
室数合計が、	31～40の場合	130,000円／年
室数合計が、	41～50の場合	228,000円／年
室数合計が、	51以上の場合	391,000円／年

②室数加算会費

室数加算（1事業者単位で、専用居室の数により、次表の加算を行う。）

〔室数加算表〕

室数	加算額(円)	室数	加算額(円)
1～30	4,000	481～540	201,000
31～40	12,000	541～610	226,000
41～50	16,000	611～680	256,000
51～70	21,000	681～750	285,000
71～100	29,000	751～830	315,000
101～130	42,000	831～910	348,000
131～170	54,000	911～1000	382,000
171～210	71,000	1001～1100	420,000
211～260	88,000	1101～1300	462,000
261～310	109,000	1301～1600	546,000
311～360	130,000	1601～2000	672,000
361～420	151,000	2001～2500	840,000
421～480	176,000	2501～	1,050,000

③正会員の会費額基準日

当該年度の会費額は、前年度末日時点での登録ホームの室数を基準とする。

また、会員に年度途中で、ホーム登録の追加を含む室数の変更がある場合は本協会へ報告するものとし、これにより会費額が変更となる場合は、当該変更日の属する月の翌月分より適用する。

④納入について

正会員の年会費は、理事長（あるいは理事会）により入会が承認された日の属する月の翌月を始期とし、四半期毎に以下の方法で分納する。

適用期日	請求書発送日	納入期限
第1四半期（4～6月）	4月25日	5月末日
第2四半期（7～9月）	7月25日	8月末日
第3四半期（10～12月）	10月25日	11月末日
第4四半期（1～3月）	1月25日	2月末日

ただし、会員の希望により、年会費を一括納入することもできるものとする。

本協会は、毎年4月に、会費納入方法の変更の有無について、会員へ確認の通知を発し、前年度と会費の納入方法を変更する会員は、当該通知の所定期日までに本協会へ届け出るものとする。

(2) 開設前会員会費

正会員の年会費見合い額の1/2額とし、理事長（あるいは理事会）により入会が承認された日の属する月の翌月に当該年度会費を一括して納入するものとする。

また、同一年度内に開設前会員から正会員に資格の変更が行われた場合、正会員登録が承認された月以降の開設前会員会費相当額を、正会員会費と調整する。

対象：①有料老人ホームを設置しようとする者

②分譲型ホームのサービス提供事業者

(3) 準会員会費 100,000円

納入については、開設前会員と同様に行う。

(4) 賛同会員会費 100,000円

①納入については、理事長により入会が承認された日の属する月の翌月に1年分の会費を一括納入する。以降、毎年同月に1年分の会費を一括納入する。

②退会した場合、納入済の会費は返還しない。

(5) 退会した場合の会費負担基準

正会員、開設前会員、準会員が本協会を退会する場合は、所定の退会届出書が本協会に到達した日が属する月までの会費を当該会員が負担するものとし、月割りで精算する。

4. 分担金

定款第9条に定める分担金の納入方法については、その発生月に請求する。

5. 会費の公益目的事業会計への配賦

正会員会費については、50%以上を公益目的事業会計に配賦する。

II. 入居者生活保証制度関係費用について

会員が入居者生活保証制度に入居者を登録しようとする場合は、入居者生活保証制度業務方法書に定める拠出金を支払わなければならない。

III. 振込手数料

上記I及びIIの費用に係る振込手数料は、会員が負担する。

IV. 本規則の改廃は、総会において行なう。

附則

1. 本規則は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
2. 本規則の施行日において、正会員が開設前の有料老人ホームを登録している場合、当該ホームに係る室加算会費は、平成25年12月31日までの間、2分の1額を適用する。
3. 本規則の改正は、平成25年6月20日から施行する。
4. 本規則の改正は、平成26年4月1日から施行する。
5. 本規則の改正は、平成27年4月1日から施行する。
6. 本規則の改正は、平成28年4月1日から施行する。
7. 本規則の改正は、平成29年6月15日から施行する。
8. 本規則の改正は、2019年6月13日から施行する。
9. 本規則の改正は、2020年6月11日から施行する。
10. 本規則の改正は、2022年6月16日から施行する。